

お 知 ら せ

現場代理人・主任技術者の雇用関係について（特例措置）

杵築市では、請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等について、当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者に限るものとし、当該受注者と3か月以上の雇用関係を有していることを要件としていましたが、令和6年発生の豪雨災害復旧工事を中心に集中的に発注していることから、次のように特例措置を講じることとしたのでお知らせします。

1. 対象工事

令和6年12月4日以降に発注する令和6年分の災害復旧工事

2. 措置の内容

上記対象工事に配置される現場代理人及び主任技術者については、契約締結の前日までに直接的な雇用関係があることとする。

（現行：入札日以前に3か月以上の雇用関係にあること。）

ただし、専任を要する主任技術者については対象外とする。

3. 確認書類（参考）

- ・健康保険被保険者証（市町村の国民健康保険証は該当しません。）
- ・標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書
- ・監理技術者資格者証
- ・雇用契約書 など、所属する建設業者名が記載されているもの（写し可）